

相模原市立
宮上小学校いじめ防止基本方針

宮上小学校

令和6年5月1日

令和6年度 相模原市立宮上小学校

いじめ防止基本方針

【めざす子どもの姿】

未来に向かって、ともに高め合う子の育成

○深く考えて学ぶ子 ○すなおでやさしい子 ○元気でじょうぶな子 ○すすんで活動する子

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

誰もが安心して安全に過ごせるあたたかな居場所＝「宮上小学校」

【家庭・地域との連携】

- ・PTA
- ・民生委員・児童委員
- ・安全見守りボランティア
- ・公民館 児童館
- ・健全育成協議会
- ・学校運営協議会委員
- ・個人面談
- ・教育相談
- ・担任との連絡帳
- ・担任との電話連絡
- ・学校だより
- ・学年だより
- ・学級だより
- ・学校ホームページ 等

【校内組織】

【宮上小学校いじめ防止対策委員会】

（日常はサポート部）

- | | |
|------|---------------|
| 委員長 | 校長 |
| 副委員長 | 副校長 |
| 委員 | 教務主任 |
| | グループリーダー |
| | 児童指導主任 |
| | 児童支援専任 |
| | 養護教諭 |
| | 支援教育コーディネーター |
| | 青少年教育カウンセラー |
| | スクールソーシャルワーカー |
| | 各学年主任 |

【関係機関との連携】

- ・教育委員会学校教育課
- ・青少年相談センター
- ・教育カウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・各警察署、県警少年相談保護センター
- ・青少年相談員
- ・児童相談所
- ・緑子育て支援センター
- ・主任児童相談員
- ・ケース会議（随時）

【いじめの未然防止】～いじめを生まない土壌づくり、行きたくなる学校づくり～

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、日常的に児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。また、いじめの起こりにくい環境を日頃から醸成する。

児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくり、より良い集団づくりができるよう支援を行う。

(1) 教職員自身がいじめの認知を深め、未然防止の視点をもって取り組む。

いじめはどの児童にも起こりうる事実を踏まえ、特定の児童への冷やかしや中傷又は複数でのひそひそ話等の児童の人間関係や、破損や落書き等の掲示物の状況等の教室環境に注視していく。

(2) いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な心情を育てる。

- ・「いじめはだめである」「相手が嫌がっていることはいじめである」ことを全学級で確認していく。
- ・道徳の授業や特別活動の時間等を中心に教育活動全体で「いじめ」について考える機会を大切にする。

(3) 児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。

- ・縦割り活動（フレンドタイム）
- ・あいさつ運動（児童会）
- ・福祉体験活動（総合的な学習の時間等）

(4) 他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。

- ・生活科・理科の栽培活動を通して生き物を大切にする気持ちを育む。
- ・道徳教育の充実を図り、友だちの良さを認め合う態度を育てる。

(5) いじめに係る教職員間の共通理解や児童、保護者への周知徹底を図る。

- ・校内研修 ・職員会議 ・学年会 ・懇談会 ・学級活動
- ・打ち合わせでの情報共有 ・朝会 ・学年集会 ・教室環境の整備

(6) 児童会活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような、異学年交流や取り組みを年間通じて行う。

- ・1年生をむかえる会 ・6年生を送る会 ・児童会企画行事
- ・あいさつ運動 ・クラブ活動&クラブ紹介

(7) 学年だより、学級通信、ホームページを活用し、児童の様子を保護者へ伝える。

(8) ボランティア制度の充実を図り、より多くの大人で児童の様子を見守る。

- ・コミュニティ・スクールの活用

【いじめの早期発見】～小さな変化も見逃さない、敏感な気づき～

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないように、アンテナを高く保つ。様々な方法を用いて、子どもたちを全職員目で捉え、積極的な姿勢で児童指導を行っていくことを基本とする。

○日々の観察と、報告・連絡・相談の徹底

教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、子どもの様子の変化を見逃さず、いじめの早期発見を図る。

- ① 一人ひとりをいかした充実した授業。
- ② 休み時間や放課後の生活の中から。
- ③ 個人ノート・生活ノート・日記等から。
- ④ 欠席の状況や保健室への来室頻度等から。
- ⑤ 児童支援専任、支援教育コーディネーターによる教室巡回。
- ⑥ サポート部を中心とした、日常的な教職員の相談体制。

気になる内容については、個人面談・教育相談等を行い迅速に対応し、必要に応じて保護者にも連絡をする。

○いじめ実態調査アンケートと保健室カードの活用

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて、学期に1回実施し、児童が何でも相談しやすい環境を整える。また、調査結果をその後の教育活動にいかしていく。
- ・保健室カードを用いた情報共有を、担任、養護教諭、サポート部で行う手立ての一つとする。不自然な怪我や心理面での不調が疑われるときは、いじめの可能性を視野に入れ、サポート部を中心とした組織で対応する。
- ・アンケート・保健室カードをもとにした児童の話聞き取る際には、事実確認をしながら時系列にいつ、誰が、何を、どのようにしたか等細部に渡り、丁寧に話を聞く姿勢を大切にする。

○在籍する児童及びその保護者、教職員がいつでもいじめに関する相談ができる体制を整備する。

①相談窓口の周知

青少年教育カウンセラ ー：毎週木曜日来校
(直通) 042-779-4583

さがみはら子ども SOS ダイアル：042-707-7053

ヤングテレホン：042-755-2552

②保健室だより、相談室だよりの発行

③青少年教育カウンセラーによる校内巡視

④個人面談、教育相談

⑤サポート部への相談。各学年団の窓口である支援教育コーディネーターへの教職員の相談。

○暴言・暴力は許さない毅然とした指導

- ・暴言・暴力がみられた場合には、その場の指導だけではなく、内容によっては、担任の他に、児童指導主任等複数の教諭で継続的な指導を行っていく。
- ・暴言・暴力の事案に対しても、教職員全体で情報共有し、多くの教職員で見守り、役割分担等をし、早急に支援体制を構築していく。

○保護者との連携

- ・児童からの聞き取りにより、事実確認ができた場合は、被害児童の保護者、加害児童の保護者双方に迅速に連絡をとり、今後の対応について相談し、連携を図る。
- ・被害児童とその保護者、加害児童とその保護者の双方に青少年教育カウンセラー等必要な相談機関等を案内する。

【いじめへの対処】～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめを発見・認知した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

○正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し事実について正確に把握する。
- ・いじめの全体像を把握するように心がける。

○指導体制、方針決定（いじめ防止対策委員会の開催）

- ・教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整え、対応する。
- ・教職員の役割分担を明確にして組織的に対応する。
- ・教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。

○児童への指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・教育的配慮を十分に行った上で、毅然とした態度で加害者児童等に指導を行う。
- ・保護者との連携を密に行い、学校と家庭が協力して子どもへの対応を進める。
また、再発防止にむけて、継続的な支援や見守りを行っていく。

○保護者への関わり

- ・いじめについての事実確認ができた内容について、被害者児童の保護者及び加害者児童の保護者の双方に伝えていく。
- ・保護者の方の心配や不安を丁寧に聞き取り、対応策を協議し、迅速に対応する。
- ・青少年教育カウンセラーをはじめとした相談機関の案内をする。

○解消後の対応について

- ・いじめ解消後もサポート部を中心に、全教職員で被害児童及び加害児童について継続的に注意深く見守りを続けていく。
- ・いじめ解消後も必要に応じて、児童とその保護者に対して、適宜面談を継続していく。

【重大事態への対処】～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携して調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け事実関係を明確にするために在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して個人情報に配慮した上で適切に報告する。

重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

対応経路

